

「吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

浄化槽保守点検業者の登録のしおり

令和2年12月

吹田市環境部
事業課

1. 浄化槽保守点検業者の登録について

「浄化槽法」が昭和 58 年 5 月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事(保健所設置する市にあっては、市長)の登録を受けなければ保守点検をしてはならないとする制度を条例で設けることができることとなりました。

吹田市では、令和2年4月 1 日から中核市移行により「吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」を制定し、浄化槽保守点検業者の登録制度を始めました。

(1) 登録の対象者

吹田市域で浄化槽の保守点検を業としている者、またはしようとする者は、市長の登録を受けなければなりません。ただし、令和2年 4 月 1 日より前に吹田市域における営業について大阪府知事の登録を受けた者は、その登録の有効期間の満了日までは市長の登録を受けている者とみなされません。

(2) 登録を受けるための要件

登録を受けるためには次のア～エの要件を満たさなければなりません。

- ア 吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条に定める事項に該当しないこと
- イ 大阪府内に営業所を設置すること
- ウ 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと
- エ 営業所ごとに吹田市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則で定める器具を備えること

登録業者は下記の要件が必要になります。

資格要件	物的要件
営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと	① 大阪府内に営業所を設置すること ② 水中ポンプ ③ 照明器具 ④ 水準器 ⑤ メスシリンダー (容量 1 リットルのものに限る) ⑥ 透視度計 ⑦ 溶存酸素計 ⑧ 残留塩素測定器 ⑨ 水素イオン濃度測定器 ⑩ 塩素イオン濃度測定器 ⑪ 亜硝酸性窒素検出器具

(3) 登録の手数料

登録の申請については次の手数料が必要です。

手 続 種 別	手 数 料
浄化槽保守点検業登録申請手数料	34,600 円
浄化槽保守点検業登録証書換え申請手数料	1,600 円
浄化槽保守点検業登録証再交付申請手数料	2,100 円

(4) 登録の有効期間

登録の有効期間は 5 年です。

なお、登録期間満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、期間満了日前 30 日迄に新たに登録の手続きが必要です。

手続期間の目安 : 満了日前 60～30 日

2. 登録の手続き方法について

登録を受けるためには、定められた手続きが必要です。

(1) 登録申請書の申請窓口

ア 吹田市 環境部 事業課業務グループ

所在地 : 吹田市川岸町 20 番 1 号

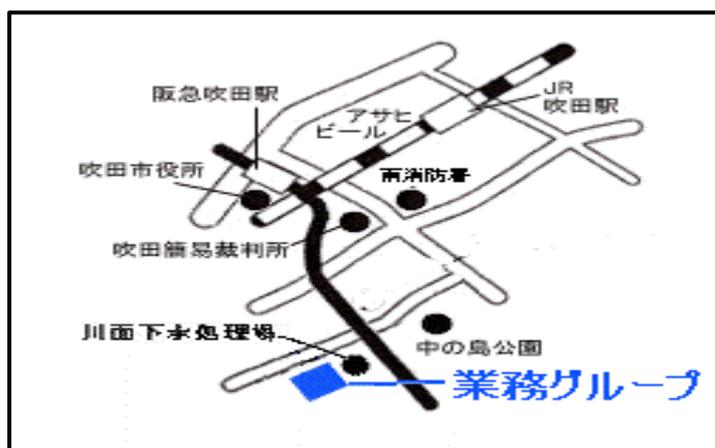
電 話 : 06-6381-8500

イ 社団法人大阪府環境水質指導協会

所在地 : 堺市北区百舌鳥梅町 1 丁 24-3

電 話 : 072-256-1056

※手数料は吹田市所定の納付書により吹田市指定金融機関へ納付(払込み)してください。



内環状線を大阪方向に、内本町 3 丁目を右折阪急電車を超え川面下水処理場の横です。

(2) 申請に必要な書類

書 類	備 考
浄化槽保守点検登録申込書	様式第1号
登記事項証明書	法人の場合のみ ※登記事項証明書は、発行から3か月以内のもの。
誓約書	様式第2号
浄化槽管理士免状及びその写し	※浄化槽管理士免状は窓口で原本確認後返却します。
浄化槽保守点検器具明細書	様式第3号
営業所の付近見取り図	参考様式 ※最寄りの駅からの道順がわかるようにして下さい。
他都道府県又は保健所設置市の登録状況	参考様式（その旨を明らかにする書面。 例:大阪府内の登録証の写し）

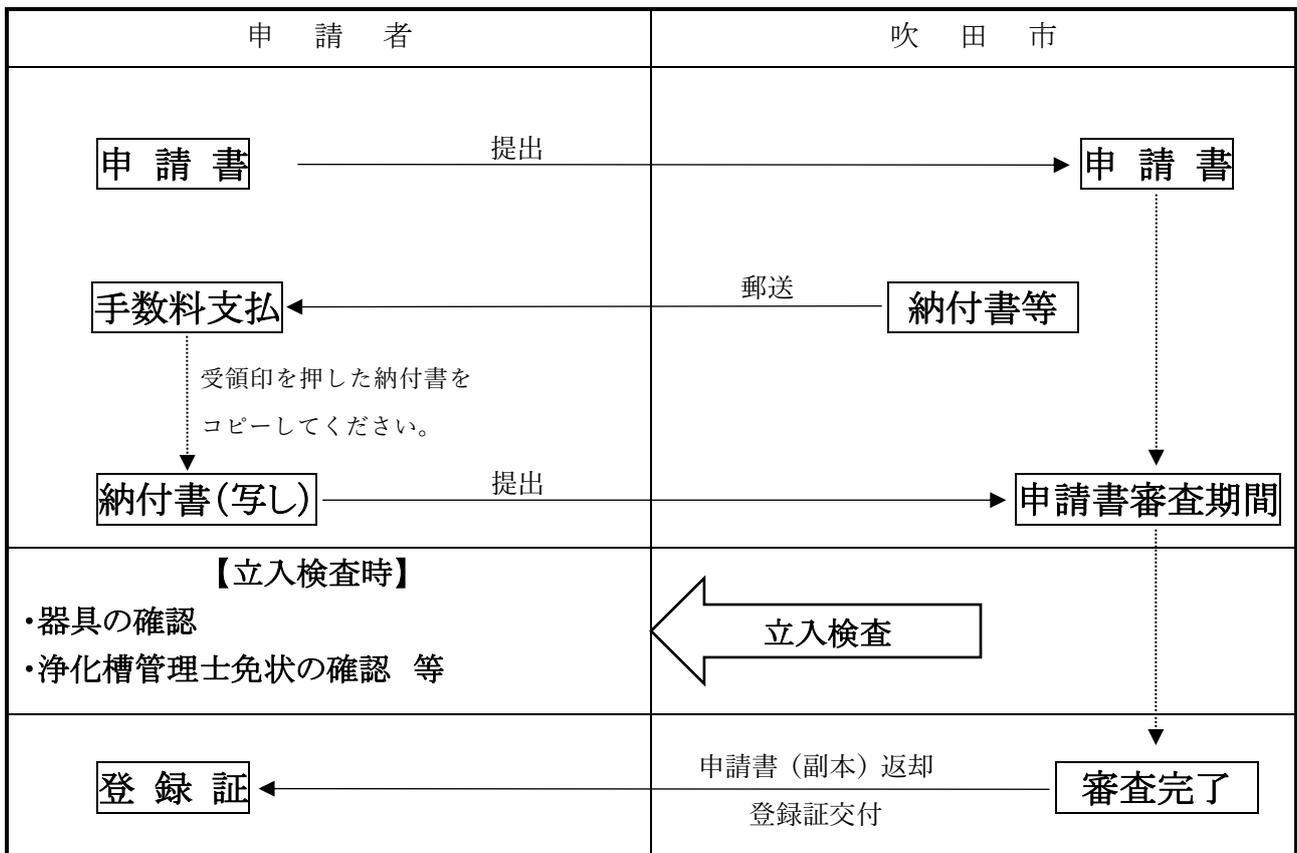
(3) 申請部数

2部(正本1部、副本1部(副本1部は申請者への控え))

(4) 登録証の交付

申請窓口と同じ窓口で交付します。

(5) 登録手続きの流れ



3. 登録を受けたら

必要な手続きを終了し登録証の交付を受けた者は、吹田市域で浄化槽保守点検業が営業できます。

(1) 登録業者の遵守事項

登録を受けた浄化槽保守点検業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

ア 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うか、または実地に監督をすること。

イ 保守点検の結果、清掃が必要と認められる場合は、浄化槽管理者に対し、必要な措置を講じるよう連絡すること。

ウ 営業所ごとに、登録証を掲示すること。

エ 次の事項で記載した帳簿を、浄化槽ごとに備え5年間保存すること。

- ・浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- ・所在地
- ・処理能力及び処理方式
- ・保守点検を行った年月日及びその内容

オ 浄化槽管理士に対し、条例及び条例施行規則で定める講習会を、登録の有効期間中に1回以上受講させること。

(2) 登録の取消し及び営業停止

登録業者が登録の取消し等の事項に該当すると認められるときは、登録の取り消し又は営業停止を受けることがあります。

(3) 保守点検の内容

次の事項に基づき保守点検業を行わなければなりません。

ア 浄化槽法施行規則第2条の「保守点検の技術上の基準」

イ 吹田市浄化槽維持管理指導要領の「保守点検事項」

ウ 水質汚濁防止法等関係法規

(4) 浄化槽設置者への啓発

登録業者は、浄化槽の適正な維持管理の推進のため、浄化槽管理者に対し次の事項の積極的な啓発を行って下さい。

ア 浄化槽法施行規則第1条に定める浄化槽の使用に関する準則

イ 浄化槽法第11条で義務付けられた年1回の「定期検査」の受検

(5) 報告

登録業者は、事業について市長から報告を求められた場合に、登録に係る事業の実績等を報告しなければなりません。

4. 登録の変更・廃業等の届出

登録業者は、登録事項に変更が生じたときや登録に係る事業を廃止したときなどは、届出が必要です。

(1) 変更の届出

ア 次の事項に変更があった場合は変更の届出が必要です。

- ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- ・営業所の名称及び所在地
- ・法人の場合、その役員の氏名及び住所
- ・浄化槽管理士の氏名及び管理士免状の交付番号

イ 届出に必要な書類

浄化槽保守点検業変更届出書(様式第7号)により提出して下さい。

添付書類

変更事項	添付書類
営業者に係る事項 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名)	変更後の登記事項証明書 ※登記事項証明書は、発行から3か月以内のもの。
営業所の所在地	営業所付近の見取り図
法人の役員の氏名及び住所	変更前後の役員名簿(参考様式) 変更後の登記事項証明書 新たな役員が就任した場合は誓約書(様式第2号)
浄化槽管理士の氏名及び 浄化槽管理士免状の交付番号	浄化槽管理士免状及びその写し ※浄化槽管理士免状は窓口で原本確認後返却します。

ウ 登録証の記載事項に変更がある場合は、上記の浄化槽保守点検業変更届出書(様式第7号)とあわせて、浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書(様式第8号)により提出して下さい。

- ・登録証の書換えには手数料がかかります(1,600円)。

エ 届出期間

- ・変更が生じた日から30日以内です。
- ・登録証の記載事項に変更がある場合は、速やかに提出して下さい。

オ 届出部数

1部(控えが必要な場合は副本1部)

カ なお、個人から法人、法人から個人及び法人から法人(経営主体が異なる)への変更の場合は、廃業届を提出後、新たに登録申請をしていただくことになります。

(2) 登録証の再交付申請

ア 届出が必要な場合

登録証を汚損または紛失した時。

イ 届出書類

浄化槽保守点検登録証再交付申請書(様式第5号)により届け出して下さい。

ウ 添付書類等

- ・登録証を汚損した場合:登録証
- ・登録証を紛失した場合:亡失申立書(参考様式)

※再交付を受けた後、紛失した登録証を発見した場合は、速やかに登録証を返納して下さい。

エ 手数料

手 続 種 別	手 数 料
浄化槽保守点検登録証再交付申請手数料	2,100 円

オ 届出期間

速やかに届出て下さい。

カ 届出窓口、手数料納付方法

登録申請書の申請窓口と同じ

キ 申請部数

1 部(控えが必要な場合は副本 1 部)

ク 登録証の交付

届出窓口と同じ窓口

(3) 廃業との届出

ア 次の事項に該当する場合は廃業届が必要です。

廃業等届出が必要な場合	届出者
浄化槽保守点検業を廃止した場合	浄化槽保守点検業者であった者
死亡し又は、失そうの宣言を受けた場合	戸籍法第 87 条による届出義務者
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者
破産した場合	その破産管財人
法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	その清算人

イ 届出書類

浄化槽保守点検業廃業等届出書(様式9号)

ウ 添付書類

登録証(登録証を紛失した場合、亡失申立書(参考様式))

エ 届出期間

速やかに届出して下さい。

オ 届出窓口

登録申請書の申請窓口と同じ

カ 申請部数

1部(控えが必要な場合は副本1部)

5. 問い合わせ先

(1)吹田市 環境部 事業課業務グループ

所在地 : 吹田市川岸町20番1号

電話 : 06-6381-8500

(2)社団法人大阪府環境水質指導協会

所在地 : 堺市北区百舌鳥梅町1丁24-3

電話 : 072-256-1056